

II 環境・景観

5 公園緑地、河川、土地利用、景観対策

準都市計画管理事業

38万円

(担当：建設課都市計画係)

町内では、近年ニセコアンヌプリ山麓を中心に土地取引が活発に行われ、大規模な開発が予想されます。そのため町では、良好な自然景観を確保することを目的に、昨年3月に準都市計画などを指定しました。また、7月には特定用途制限地域や景観地区を指定しました。今後もルールの適正化やニセコ町都市計画審議会の開催を通して、美しい町の景観保全を図ります。

主な経費

ニセコ町都市計画審議会報酬	5万円
その他事務経費	33万円



準都市計画は豊かな景観を将来に引き継ぐとても重要な計画です

土地利用対策事業

9万円

(担当：企画課経営企画係)

土地利用計画法に基づき、土地取引の届け出などの事務を行います。

主な経費

複写機使用料	4万円
消耗品費	5万円

財源

北海道からの交付額	9万円
-----------	-----

公園維持管理費

724万円

(担当：建設課管理係)

曾我森林公園(東啓園)、有島記念公園(有島記念館)、農村公園(ちびっこ広場)、本通小公園(綺羅街道)など、町が管理する公園の維持作業を行います。

また、ちびっこ広場の遊具は古くなってきたため、昨年度新たな遊具を設置しましたが、今年もスプリング遊具の取り替えを行います。

主な経費

公園管理委託	560万円
遊具取り替え	48万円
電気料・水道料	47万円
浄化槽管理費	33万円
その他経費	36万円

財源

曾我森林公園清掃費協力金	9万円
ニセコ町の負担額	715万円

II 環境・景観

5 公園緑地、河川、土地利用、景観対策

景観を守り育てる取り組み

(企画課経営企画係)

ニセコ町や羊蹄山麓では、自然風景や農村景観など私たちの貴重な財産である景観を守り育て、無秩序な開発を防ぐための取り組みを進めています。

〔町の取り組み〕

平成16年から「ニセコ町景観条例」により、建物を立てる場合の高さや分譲などを行う場合の規制を設けています。特に昨年度からは開発の盛んなアンヌプリ地域に厳格な数値規制を定め建築等の規制を始めます。

また、後志総合振興局と協力し、看板や広告などのルールについて地域の皆さんと話し合いを行います。

〔羊蹄山麓の取り組み〕

ニセコ町を含む関係7町村では、平成17年度に羊蹄山麓の景観を守り育てるための検討を行う「羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会」を設置し、一昨年からは羊蹄山麓地域への「景観法」が適用されています。

土地開発の事前審査や規制

(担当：企画課経営企画係)

【開発行為の事前審査】

ニセコ町内で、建物の建設や分譲などを行う目的で10,000㎡以上(景観地区内は3,000㎡)の土地に対して「開発行為」を行う場合は、都市計画法により北海道知事の許可が必要ですので、事前にご相談ください。(担当：企画課経営企画係)

【土地開発の規制など】

建築物を建てる時や分譲地など土地を開発する時には、以下のような規制がありますので、必ずご確認ください。(カッコ内：問い合わせ先)

- ニセコ町景観条例による規制
- 準都市計画区域内の規制(建設課)
- 農用地・農業振興地域等に関する規制(農政課農業推進係、農業委員会)
- 森林伐採等に関する規制(農政課畜産林務係)
- 国立公園・国定公園地域に関する規制(商工観光課商工観光係)
- 河川・道路に関する規制(建設課管理係)
- 埋蔵文化財包蔵地に関する規制(教育委員会町民学習課)